### 第2回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 2 0 年 8 月 1 日 (金) 1 3:00~15:00 議事堂 6 0 1 特別委員会室

1 検証の対象となる条例について

2 執行部からの説明聴取について

3 今後の進め方について

# 議員提出条例に係る検証検討会 委員名簿

平成20年8月1日

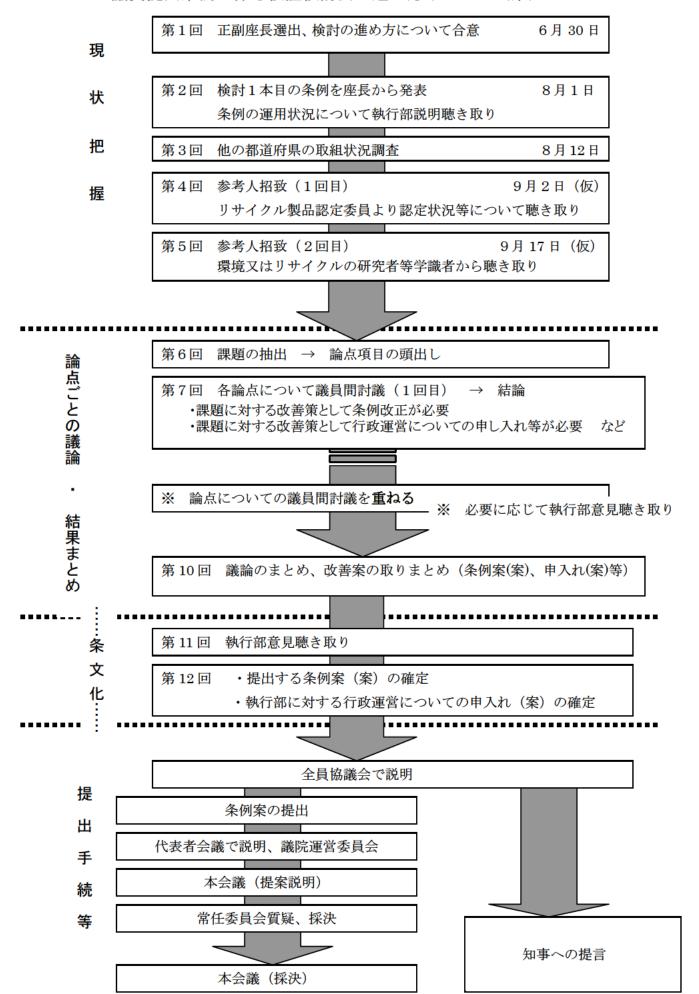
	T
会 派 名	委 員 名
	杉本熊野
新政みえ	北川裕之
	日 沖 正信
	西塚宗郎
	服部富男
自民・無所属議員団	竹上真人
	野田勇喜雄
県政みらい	森本繁史
宗以のりい	中嶋年規
日本共産党三重県議団	萩 原 量 吉
公明党	今 井 智 広

座長、 副座長

### 議員提出条例

条  例	見直し規定の有無 (見直時期)	施行日
①清潔で美しい三重をつくる条例 (13. 3.27廃止)	_	H 6. 5. 1
②三重県生活創造圏ビジョン推進条例 (19.12.26廃止)	_	H12. 3.24
③三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	無	H13. 4. 1
④議会の議決すべき事件以外の契約等の透明 性を高めるための条例	無	H13. 4. 1
⑤三重県リサイクル製品利用推進条例	無	H13. 10. 1
⑥県の出資法人への関わり方の基本的事項を 定める条例	無	H14. 10. 1
⑦県が所管する公益法人及び公益信託に関す る条例	無	H14. 10. 1
⑧三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例	有(施行後3年経過した場合 H18.4.1)	H15. 4. 1
⑨子どもを虐待から守る条例	有(施行後3年経過した場合 た場合 H19.4.1)	H16. 4. 1
⑩三重県リサイクル製品利用推進条例の一部 を改正する条例	無	H17. 4. 1
⑪三重県地域産業振興条例	有(施行後5年を目途 H23. 4. 1)	H18. 4. 1
⑫三重の森林づくり条例	有(施行後5年を経過 した場合 H22.10.21)	H17. 10. 21
③三重県議会基本条例	有(必要があると認め るとき)	H18. 12. 26
⑭三重県議会議員の政治倫理に関する条例	有(必要があると認め るとき)	H18. 12. 26
⑤県が所管する公益法人及び公益信託に関す る条例等の一部を改正する条例	無	H20. 12. 1
16三重県地域づくり推進条例	有(必要があると認め られるとき)	H20. 5.20
⑪三重県食の安全・安心の確保に関する条例	有(必要があると認め られるとき)	H20. 6.23 (第4章 H21. 7. 1)

#### 議員提出条例に係る検証検討会 進め方イメージ(案)



#### 三重県リサイクル製品利用推進条例について

平成20年8月1日 環境森林部ごみゼロ推進室

- 1.条例制定の経緯等
  - ・平成13年2月19日 新政みえが議員提案により議会上程
  - ·平成 13 年 3 月 22 日 可決 (全会一致)
  - ・平成 13 年 10 月 1 日 リサイクル認定制度運用開始
  - ・平成 17 年 3 月 23 日 条例改正案可決 「研究開発の支援、広報啓発、市町村との協働等の規定を追加 ]
  - ・平成 17 年 12 月 15 日 「フェロシルト問題に関する検討調査最終報告書」
  - ・平成 18 年 3 月 23 日 条例改正案可決 [ 認定手続きにおける不正行為の再発防止、リサイクル製品の品質及 び安全性の確保 ]
  - ・平成 18 年 3 月 28 日 改正条例及び改正規則を公布・施行
- 2 . 条例の概要 ( 下線部分は、平成 18 年 3 月に改正を行った部分)
- (1) 目的(第1条)

この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

(2) 県の責務(第3条)

リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県の調達義務(第15条)

県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。

(4)認定手続き(第6条)

製品の品目に応じて、県関係4部局の部会で性能・品質面・環境配慮事項等について書面審査を実施。申請内容を立入検査で確認後、関係5部局で構成する認定リサイクル製品認定検討会で本審査を経たうえで認定する。

また、認定にあたっては、三重県リサイクル製品認定委員会(学識経験者等で構成)を開催し、意見を聴取する。

#### 三重県リサイクル製品認定委員(第7条)

分類	氏名	所属•役職等	専門分野等
有機	加藤忠哉	三重大学名誉教授	高分子化学
		㈱あの津技研 代表取締役	環境科学
分析	太田清久	三重大学工学部(分子素材工学科) 教授	環境科学·分析化学
土木建築	月岡 存	三重大学名誉教授(生物資源学研 究科)	土木材料、施工学 コンクリート工学 農業土木学
土木建築	畑中重光	三重大学工学部(建築学科)教授	建築学(構造材料、コンクリート)
有機	長原 滋	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)教授	有機合成化学
無機	下野 晃	鈴鹿工業高等専門学校(生物応用 化学科)准教授	無機材料化学
共通	丸山直樹	三重大学工学部(機械工学科)准教授	環境工学、熱工学、 エネルギー工学

#### (5)認定基準(条例第6条)

- ①県内の工場又は事業場(以下「工場等」という。)において生産等をされる製品であること。
- ②その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
- ③当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の 操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
- ④前に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める 基準に適合すること。
- (ア)重金属類6項目:カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン
  - (土壌の汚染に係る環境基準(平成三年環境庁告示第四十六号))
    - 実施対象品目:製品の用途が土壌と接し、又は混合して使用されるもので、 埋め戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材及びコンクリート二 次製品その他これに類するものに限る
  - ・再生資源等の性状や製品の用途等により、別の項目を認定基準の項目(試験項目)に加えるときは、認定委員の意見を聴取する
- (イ)日本工業規格又はこれに類する品質・安全性等に関する規格、基準
- (ウ)県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針(みえ・グリーン購入基本方針)に定める製品ごとの基準

#### (6)製造者責任

品質等管理計画の策定(条例第11条)

リサイクル認定基準適合状況報告書の提出(条例第11条)

製品認定に必要に応じて生産者に対する条件の付与(条例第6条)

(7)認定後の事後調査(条例第16条)

品質等管理計画の適正履行を確認するため、県が立入調査を実施 重金属の溶出試験の実施が必要な製品について、県による製品サンプルの 採取・分析(製造者提出の試験結果と併せたクロスチェック)

(8)認定取消し要件(条例第10条)

不正行為又は義務違反に対するペナルティーとして、認定の取消しに加え、 会社名等の公表と5年間新たな申請を制限

(9)是正又は改善の勧告(条例第13条)

認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる

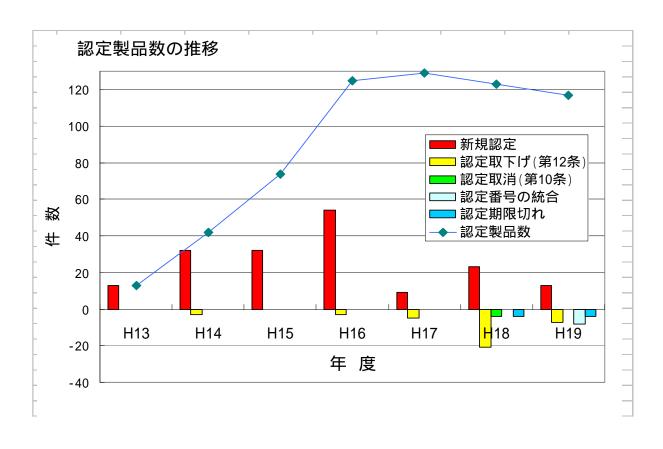
#### 3.リサイクル製品の認定状況(第6条関係)

平成19年度は、認定検討会を4回開催し、11社13製品を新規認定しました。また、5年間の有効期限を満了した7製品を更新認定しました。

リサイクル製品認定状況(各年度末の認定数)

	建設	设資材	農業資材		
	土砂類	そ の 他	肥料等	物品等	合 計
	(改良土、サンドク	( グレーチング、コンク		その他	
	ッション材など)	リート2次製品など)			
19年度	15	79	3	20	117
18年度	16	76	2	29	123
17年度	18	72	15	24	129
1 6 年度	20	67	16	22	125
1 5 年度	14	33	9	18	74
1 4 年度	10	15	7	10	42
13年度	3	7	1	2	13

(単位:件数)



#### 4. 県等における利用状況(第15条関係)

(1)県における利用状況

平成19年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、製品数

81品目で、購入金額1,089,411,131円でした。

三重県の使用・購入実績 (単位:千円)

	建設資材		農業資材		<b>A A I</b>
	土砂類	その他	肥料等	物品等	合 計
	(改良土、サンドク	(グレーチング、コンク		その他	
	ッション材など)	リート2次製品など)			
19年度	(12製品)	(56製品)	実績なし	(13製品)	(81製品)
	86,888	988,145		14,378	1,089,411
18年度	(13製品)	(56製品)	実績なし	(16製品)	(85製品)
	86,152	1,145,199		13,047	1,244,398
17年度	(11製品)	(56製品)	(1製品)	(11製品)	(79製品)
	95,066	1,520,361	167	16,980	1,632,574
16年度	(10製品)	(38製品)	(4製品)	(13製品)	(65製品)
	64,524	429,715	5,691	8,553	508,483

#### (参考)認定製品生産者からの報告に基づく販売実績

(単位:百万円)

	H19 販売実績(製品種類別)						
昔	製 品 種 別 件数 販売額						
建	土砂類	15	211				
設	緑化基盤材	3	47				
資	コングリート二次製品	51	1,517				
材	石膏ボード	1	4,474				
	その他	9	46				
		79	6,295				
農業	資材	2	8				
物品	] ]	6	19				
環境	資材	11	12				
合	計	98	6,334				

(十四・口/川コ)						
H19 販売実績(使用先別)						
販売先	件数	販売額				
県	74	1,266				
市町	46	360				
国	10	45				
民間(卸等含む)	44	4,663				
合 計		6,334				

事業者からの販売実績に基づいて 作成(県の使用状況報告とは数字が合 致していません)

#### 5 認定製品製造者への立入調査等(第11条、第16条関係)

平成19年度は、全ての認定リサイクル製品製造工場に第16条の規定に基づく立入調査を実施するとともに、土砂類やコンクリート二次製品など有害物質の溶出試験を義務づけている製品等を対象として、製品サンプルを採取し、重金属の溶出試験による分析・検証を実施しました。調査を行った全ての製品について認定基準に適合していました。

また、全ての認定生産者から第11条第2項の規定に基づく「適合状況報告書」の報告を求めて品質管理状況の確認を行いました。

#### 6 認定の取り消し等(第10条)

平成18年3月の条例改正以後、適合状況報告の提出を行わなかった1 事業者4件について、平成18年11月に第10条の規定に基づく認定の 取り消しを行いました。

なお、第13条の規定による是正又は改善の勧告の実績はありません。

#### 7 リサイクル製品の利用促進

#### (1)広報・啓発(第18条関係)

ホームページ「三重の環境と森林」の活用、建設技術フェアの展示ブースの出展等により、リサイクル製品のPRを行っています。

#### (2) 認定製品の利用推進(第3条~第5条)

#### ア 県の利用推進の強化等

工事の公共工事における設計・積算段階で検討チェックリストによる工事毎の製品使用の点検、みえ・グリーン購入基本方針における認定リサイクル製品の利用の明確化等により認定製品の利用推進を行っています。

#### イ 市町等における利用促進

認定製品の追加認定毎の最新情報の提供、各研修会・説明会等における認定状況・県の取り組み状況を説明・協力要請等を行っています。

#### 8 今後の取り組み

引き続き、認定制度を的確に運用し、安全・安心なリサイクル製品が普及するよう努めるとともに、平成18年3月の条例改正後2年間の運用状況や環境変化を踏まえ、認定基準項目の見直しの必要性について検討します。

また、県の公共工事等における優先的な使用や、市町に対する積極的な使用の呼びかけなど、認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めてまいります。

### 参 考 全国のリサイクル製品認定制度の状況

現在、35道府県(三重県含)でリサイクル製品の認定制度を設けています。

道府県名	制定	条例	道府県名	制定	条例	道府県名	制定	条例
北海道	H16.12		長野県	H16.3		愛媛県	H13.9	
秋田県	H16.3		山梨県	H15.10		香川県	H14.2	
岩手県	H14.11		静岡県	H17.10		高知県	H16.4	
宮城県	H18.4		愛知県	H14.4		徳島県	H16.9	
福島県	H15.11		岐阜県	H19.4		鳥取県	H15.3	
山形県	H14.11		滋賀県	H17.4		島根県	H16.8	
青森県	H17.9		和歌山県	H14.4		福岡県	H17.12	
茨城県	H16.9		奈良県	H15.9		佐賀県	H13.12	
栃木県	H16.8		大阪府	H16.4		大分県	H15.12	
富山県	H14.9		岡山県	H14.10		沖縄県	H16.7	
石川県	H10.9		広島県	H15.10				
福井県	H11.12		山口県	H12.8		三重県	H13.3	

条例欄に 印を付した府県は条例による。他は要綱による。

#### 三重県リサイクル製品利用推進条例

(平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 46 号) [沿革]平成 17 年 3 月 28 日三重県条例第 38 号改正 平成 18 年 3 月 28 日三重県条例第 43 号改正

(目的)

#### 第1条

この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、 資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与する ことを目的とする。

(定義)

#### 第2条

この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源又は同条第5項に規定する再生部品(規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」という。)をされる製品をいう。

(県の責務)

#### 第3条

県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(県民及び事業者の責務)

#### 第4条

県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

(県と市町村との協働等)

#### 第5条

県は、市町村に対し、リサイクル製品の利用を推進について協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、 情報の提供その他の協力を行うものとする。
- 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携 を図るものとする。

#### (認定及び認定基準)

#### 第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

- 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品である こと。
- 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等 に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
- 四 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。
- 2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者(第8条第7項において「生産 予定者」という。)の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して6月以内 に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。
- 3 知事は、第1項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質 及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。

#### (三重県リサイクル製品認定委員)

#### 第7条

知事は、前条第1項の認定(以下「製品認定」という。)に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員(次項及び第3項において「認定委員」という。)を任命し、その意見を聴くものとする。

- 2 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。

#### (認定の申請及び通知等)

#### 第8条

製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 2 製品認定の有効期間は、5年を超えない範囲で規則で定めるものとする。
- 3 前項の有効期間が終了する場合において、第1項の規定による申請を行った者(以

下この条及び第16条第1項において「申請者」という。)が再度同一のリサイクル製品 について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。

- 4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知する とともに、その旨を公表するものとする。
- 5 製品認定を受けたリサイクル製品(以下「認定リサイクル製品」という。)の生産等をする者(以下「認定生産者」という。)は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。
- 6 知事は、第1項の規定による申請があったリサイクル製品が認定基準に適合しない と認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるとこるにより、当該開始予定日の前日から起算して30日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。
- 8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合 していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前 項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

#### (変更の申請等)

#### 第9条

認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第1項の規定による申請に係る事項を 変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請 し、認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (認定の取消し等)

#### 第10条

知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき(第8条第8項の規定による確認により判明したときを含む。)又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

- 2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を 取り消すことができる。
- 一 第6条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- 二 正当な事由がなく第8条第7項又は前条第1項の規定による申請をしないとき。
- 三 第11条第2項の規定による報告をしないとき。

- 四 第13条の是正又は改善を行わないとき。
- 3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第1項若しくは第2項の規定により取り消されたときは、第8条第5項の規定による表示をしてはならない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者 に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった 日の翌日から起算して5年間は、第8条第1項の規定による申請を行うことができない。

#### (認定生産者の義務)

#### 第11条

認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画(第3項及び第13条において「品質等管理計画」という。)を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。

- 2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第8条第2項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、 前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から5年 を経過する日まで保存しなければならない。

#### (認定の取下げ等)

#### 第12条

認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第10条第1項又は第2項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。
- 4 第2項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して5年間は、第8条第1項の規定による申請を行うことができない。

#### (是正又は改善の勧告)

#### 第13条

知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等 を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。

#### (類似表示の禁止)

#### 第14条

何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

#### (県の調達義務等)

#### 第15条

県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。

- 2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び 購入の状況を公表しなければならない。
- 3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。

#### (立入検査等)

#### 第16条

知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者(以下この項及び次項において「認定生産者等」という。)若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。
- 3 第1項の規定による立入検査又は第2項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査及び第2項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (研究開発の支援)

#### 第17条

県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことが出来る。

(広報啓発)

#### 第18条

県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(その他)

#### 第19条

この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。

2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附則(平成17年3月28日三重県条例第38号) この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年3月28日三重県条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による認定を受けている 者については、改正後の条例第11条第1項及び第3項(品質等管理計画に係る部分に 限る。)並びに第13条の規定は、平成18年12月31日までの間は、適用しない。

#### 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

(平成 1 3 年 9 月 2 5 日三重県規則第 8 0 号) (沿革)平成 17 年 4 月 26 日三重県規則第 52 号改正 平成 18 年 3 月 28 日三重県規則第 29 号改正

(趣旨)

#### 第1条

この規則は、三重県リサイクル製品利用推進条例(平成13年三重県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

#### 第2条

この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(再生資源等の制限)

#### 第3条

条例第2条の規則で定めるものは、別表第1に掲げるものとする。

(認定基準等)

#### 第4条

条例第6条第1項第4号の基準は、別表第2のとおりとし、同表の左に掲げる区分に応じ、同表の右に掲げる認定基準とする。

- 2 知事は、別表第2に掲げる認定基準が制定されていない製品にあっては、条例第7条第1項の認定委員の意見を聴いて、当該製品を第8条第5項の認定リサイクル製品として認めることができる。
- 3 知事はリサイクル製品の安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を求めることができる。

(認定委員の任期等)

#### 第5条

条例第7条第1項の認定委員の数は、20名以内とする。

- 2 認定委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、認定委員以外の者から意見を聴くことができ る。

(認定の申請等)

#### 第6条

条例第8条第1項の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類 (計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の証明書(第15条第2項第1号において「計量証明書」という。)等は申請日の前90日以内に発行されたものに限る。)
- 二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類
- 三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類
- 四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を 明らかにする書類
- 五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類
- 六 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 七 その他知事が必要と認めるもの

(認定の有効期間)

#### 第7条

条例第8条第2項の有効期間は、5年とする。

(認定の通知)

#### 第8条

条例第8条第4項の規定による通知は、リサイクル製品認定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(認定リサイクル製品であることの表示)

#### 第9条

条例第8条第5項の規定による表示は、次に掲げる表示のいずれかにより行うものと する。

- 「三重県認定リサイクル製品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める図形の表示
- 三 前2号の表示を同時に使用した表示
- 2 前項第2号の知事が別に定める図形を使用する場合は、これを変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)し、他の図形若しくは前項第1号に掲げる文字以外の文字を同時に使用し、又は知事が別に定める色以外の色を用いてはならない。ただし、やむを得

ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(要件に適合しない旨の通知)

#### 第10条

条例第8条第6項の規定による通知は、リサイクル製品認定基準不適合通知書(第3号様式)により行うものとする。

(認定後の確認の申請等)

#### 第11条

条例第8条第7項の規定による申請は、認定リサイクル製品確認申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、第6条第2項に規定する書類を添付するものとする。

(認定後の確認の通知)

#### 第12条

条例第8条第8項の規定による通知は、認定リサイクル製品確認結果通知書(第5号様式)により行うものとする。

(変更の申請等)

#### 第13条

条例第9条第1項の規定による申請は、認定リサイクル製品変更申請書(第6号様式)により行うものとする。

- 2 前項の申請には、第6条第2項に規定する書類(変更事項に係るものに限る。)を添付するものとする。
- 3 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 認定生産者の主たる事務所の所在地
- 二 認定生産者の主たる事務所の名称
- 三 認定生産者の代表者の氏名
- 4 条例第9条第2項の規定による届出は、認定リサイクル製品変更届出書(第7号様式)により行うものとする。

(品質等管理計画の記載事項)

#### 第14条

条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値、検査方法及

#### び検査頻度

- 二 認定リサイクル製品の生産工程を管理するための項目及び目標値
- 三 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値、検査方法及び検査頻 度
- 四 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める 事項

(適合状況の報告等)

#### 第15条

条例第11条第2項の規定による報告は、リサイクル製品認定基準適合状況報告書(第8号様式)により、製品が認定された日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ30日以内に行うものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類(計量証明書等は報告日の前90日以内に発行されたものに限る。)
- ニ リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類
- 三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類
- 四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を 明らかにする書類
- 五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類
- 六 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 七 前号の計画の実施状況を明らかにする書類
- ハ その他知事が必要と認めるもの

(認定の取下げ)

#### 第16条

条例第12条第1項の規定による届出は、製品認定取下げ届出書(第9号様式)により 行うものとする。

( 県の行う工事における掲示等 )

#### 第17条

条例第15条第3項の規定による掲示は、当該工事を行う場所において看板、表示板等により行うものとする。

- 2 条例第15条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 製品名

- 二 認定番号
- 三 再生資源等を使用した製品である旨

#### (身分証明書)

#### 第18条

条例第16条第3項の身分を示す証明書の様式は、第10号様式のとおりとする。

#### 附則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附則(平成17年4月26日三重県規則第52号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成18年3月28日三重県規則第29号)

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例 (平成18年三重県条例第43号。以下この項において「改正条例」という。)による改 正前の三重県リサイクル製品利用推進条例(平成13年三重県条例第46号。次項にお いて「旧条例」という。)第6条第1項の規定による認定を受けている者に係る当該認定 の基準については、改正後の規則第4条及び別表第2の規定にかかわらず、改正条例に よる改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例第9条第1項の規定による変更の申請 を行う場合を除き、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定による認定を受けている者については、改正後の規則第15条第2項第6号及び第7号の規定は、平成18年12月3 1日までの間は、適用しない。

#### 別表第1(第3条関係)

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規 定する特別管理一般廃棄物又は同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物
- 二 「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」(平成3年5月30日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会報告)に基づく空間放射線量率の測定方法に準じて測定した値が毎時0.14マイクログレイを超えるもの

#### 別表第2(第4条関係)

区分	認定基準
1	品質及び安全性に関する基準 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17
	条第1項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しく
	は基準
	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)の別表に
	定める項目(重金属類に限る。) の環境上の条件。ただし、製品の用途が、土壌と
	接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑
	化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するものに限る。
2	その他の基準 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年法律
	第100号)第10条第1項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図る
	ための方針(みえ・グリーン購入基本方針)に定める製品ごとの基準

#### 様式

リサイクル製品認定申請書(第1号様式)

リサイクル製品認定通知書(第2号様式)

リサイクル製品認定基準不適合通知書(第3号様式)

認定リサイクル製品確認申請書(第4号様式)

認定リサイクル製品確認結果通知書(第5号様式)

認定リサイクル製品変更申請書(第6号様式)

認定リサイクル製品変更届出書(第7号様式)

リサイクル製品認定基準適合状況報告書(第8号様式)

製品認定取下げ届出書(第9号様式)

身分証明書(第10号様式)



# 三重県認定



#### 三重県リサイクル認定制度について

資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会をつくるためには、リサイクルを進めることが重要です。

三重県では、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることを目的として、平成13年3月に「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月から施行しています。

また、平成17年度に発生した元認定製品の不正行為等の問題を契機として、リサイクル製品の認定手続きにおける不正行為を防止するとともに、リサイクル製品の品質及び安全性を確保するため、平成18年3月に条例をはじめとした所要の改正を行いました。

リサイクル製品については、技術開発の進展などにも対応する必要があり、県としては、リサイクル製品の品質及び安全性の観点から、認定制度を不断に見直し、この条例にもとづく認定制度を通じて、安心・安全なリサイクル製品が普及するよう努めてまいります。

三重県リサイクル認定制度では、製品が県内で発生する再生資源等を用い、県内で生産・加工されていること、その工場が環境の保全に関する措置が講じられていることなどを、リサイクル製品の認定基準としています。

これまで、ペットボトル使用の多目的ネット、溶融スラグ使用のコンクリート2次製品などをリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めていくとともに、認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めていきます。

### 認定をうけるためには

#### リサイクル製品の認定までの手続き

申請書受付 環境森林部 ごみゼロ推進室



#### 審 杳

- ●製品の品質・安全性等が認定基準等に 適合しているか協議により確認
- ●現地調査
- ●認定検討会(各部会)
- ●学識経験者などからの意見聴取



#### リサイクル製品の認定

- ●認定通知
- ■認定マーク使用許諾 (認定期間5年間)

#### 申請書類

- ●リサイクル製品認定申請書
- ●添付書類
- 〈1〉認定基準に適合していることを証する書類
  - ・重金属の溶出試験結果、品質に係る試験結果など (計量証明書等は申請日の前90日以内に発行されたものに限ります。また、品質・安全性を確認するために 試験研究機関等による試験検査結果等の提出を別途求めることがあります。)
- 〈2〉製品の品質及び仕様に関する書類
  - ・仕様書、製品概要、製品規格一覧など
- 〈3〉製品の使用条件及び販売条件に関する書類
  - ・売買契約書(雛形)、パンフレットなど
- 〈4〉生産に利用する再生資源の種類、配合割合等に関する書 類
- ・再生資源等の供給者との契約書類、材料供給証明書など
- 〈5〉生産工程・生産設備等に関する書類
  - ・生産工程フロー図、生産設備等配置図、生産機器の規格・能力・構成が記載された書類など
- 〈6〉品質等管理計画書
  - ・製品の品質・安全性、生産管理、再生資源等に関する管理基準などについて記載する
- 〈7〉その他、再生資源や製品に応じて書類の提出を求めることがあります
- 〈8〉会社案内、会社パンフレット、製品パンフレット
- ※申請書はホームページ「三重の環境と森林」からもダウン ロードできます。
- ※申請に関する協議は随時お受けしていますが、審査を円滑に進めるために事前に電話連絡を御願いします。 なお、協議の際の関係書類は2部作成してください。

#### 認定生産者の責務

- ●リサイクル認定を受けた生産者には以下の義務が生じます。
- 1. 認定リサイクル製品の品質及び安全性等を管理するための品質等管理計画を作成し、認定基準に適合するよう品質及び安全性を維持する。
- 2. リサイクル製品認定基準適合状況報告書の提出(1回/年)。

#### 認定基準

- ●リサイクル認定を受けるには、以下の基準を満たしている必要があります。
- 1. 県内の工場又は事業場において生産等をされる製品であること。
- 2. その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
- 3. 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法等の環境の保全や工場等の操業等に関する法令に違反せず、環境に対して配慮した措置をとっていること。
- 4. 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準に適合していること。
- 5. 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)の別表に定める項目(重金属に限る。)の環境上の条件。ただし、製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、 埋め戻し材、土壌改良材、肥料又は堆肥、緑化基盤材及びコンクリート二次製品その他これに類するものに限る。
- 6. 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第10条第1項に基づき、県が作成する環境物品等の調達を図るための方針(みえ・グリーン購入基本方針)に定める製品ごとの基準に適合していること。
- 7. 当該規格及び基準がない場合にあっては、学識経験者等の意見を聴いて、知事が適当と認めるもの。
- ※ 申請時点で生産設備等を持たない場合 申請時にリサイクル製品の試作品はあるが、生産設備が整っていない事業者でも認定の申請後6ヶ 月以内に生産が開始されることが確実である場合に限り、認定を受けることができます。ただし、 この場合、実際に認定リサイクル製品の生産を開始した場合に、知事の確認を受けなければなりま せん。

### 認定の取消し

- ●以下に該当する場合は製品の認定が取り消されます。
- 1. 認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき。
- 2. 認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 3. 偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき。
- 4. 認定にあたり、知事が付した品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件に違反したとき。
- 5. 正当な事由がなく生産予定者が認定製品の生産等を開始する際の確認申請又は認定申請に係る事項を変更するための申請をしないとき。
- 6. 認定基準適合状況報告書を提出しないとき。
- 7. 知事が、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認め、認定生産者にその是正又は改善を求めた勧告に従わない場合。
- ※認定を取り消した場合は、当該生産者に通知するとともに、生産者名や取消理由などを公表します。 また、認定を取り消された生産者については、取消しのあった日の翌日から起算して5年間はリサイクル認定申請を行うことができません。

### お問い合わせ・申請窓口



三重県環境森林部ごみゼロ推進室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136
ホームページ「三重の環境と森林」
(条例、施行規則、申請書類等がダウンロードできます)
http://www.eco.pref.mie.jp/

# ●物 品



三重県認定リサイクル製品



### ペタールネット

●認定番号

物品-3

●品目名

スポーツネット

#### 栗原製網株式会社

桑名市大字赤尾256番地の3 TEL:0594-31-2489 FAX:0594-31-2285 http://www.kurinet.jp/ ●使用する再生資源等

使用済みペットボトル

●主な用途

テニスネット、サッカーゴール ネット、バレーネット、ハンド ゴールネット



片岡製網株式会社

四日市市楠町南五味塚915 TEL:059-397-3191 FAX:059-397-6135

### エコ防球ネット

●認定番号

物品-9

●品目名

スポーツネット

●使用する再生資源等

使用済みペットボトル

●主な用途

サッカーネット、テニスネット、バレーボール ネット、ハンドボールネット、バックネット、 ゴルフネット



松阪飯南森林組合

松阪市伊勢寺町2750 TEL:0598-58-0265 FAX:0598-58-0204 http://www.mi-sinrin.or.jp

### マツシン 森の学童机・学童椅子

●認定番号

物品-10

●品目名

間伐材利用の木製机・椅子

●使用する再生資源等

間伐材(桧)

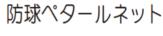
●主な用途

学童用の木製机・椅子



栗原製網株式会社

桑名市大字赤尾256番地の3 TEL:0594-31-2489 FAX:0594-31-2285 http://www.kurinet.jp/



●認定番号

物品-11

●品目名

防球ネット

●使用する再生資源等

使用済みペットボトル

●主な用途

学校グランドで用いる防球・スポーツネット



TEL:059-365-0910

FAX:059-363-1978

### エコリサイクルネット

●認定番号

物品-12

●品目名

多目的ネット

カネト製網株式会社 使用する再生資源等

使用済みペットボトル

四日市市大字茂福2275番地 ●主な用途

防球ネット

http://www1.ocn.ne.jp/~kaneto/index.htm



#### 片岡製網株式会社

四日市市楠町南五味塚915 TEL:059-397-3191 FAX:059-397-6135

### エコ防球ネット

●認定番号

建-77

●品目名

多目的ネット

●使用する再生資源等

使用済みペットボトル

●主な用途

防球ネット

# ○土木資材



三重県認定リサイクル製品

# ●一般土木用材



株式会社リーテック

菰野町大字宿野915 TEL:059-393-3558 FAX:059-393-2321 http://www.reetec.co.jp



建-1

●品目名

改良土

●使用する再生資源等

汚泥 (建設汚泥など)

●主な用途

埋め戻し材、盛土材



山一建設株式会社

伊賀市西明寺字中川原485-2 TEL:0595-24-2001 FAX:0595-24-9677

### リサイクル土

●認定番号

建-48

●品目名

改良土

●使用する再生資源等

脱水ケーキ、砕石ズリ

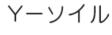
●主な用途

盛土・埋め戻し土



余野部建材株式会社

伊賀市平野樋之口277-1 TEL:0595-21-1186 FAX:0595-23-2986 http://www12.ocn.ne.jp/yonobeco/



●認定番号

建-73

●品目名

改良土

●使用する再生資源等

砕石微粉末 (脱水ケーキ、 砕石ダスト)、砕石ズリ

●主な用途

埋め戻し材、裏込め材等



#### 大有建設株式会社

名古屋市中区金山5-14-2 (生産は津市) TEL:059-238-3200 FAX:059-238-3203

### 良土MC(いいつちエムシー)

●認定番号

建-97

●品目名

改良土

#### ●使用する再生資源等

建設残土

#### ●主な用途

埋め戻し材、盛土材、宅地 造成等



#### 株式会社トークレー

名古屋市中川区東春田1丁目109番地 (生産は津市)

TEL:052-439-5963 FAX:052-439-5965 http://www.to-kure.co.jp

### ソイルミックス#10

●認定番号

建-12

●品目名

土壌改良材

#### ●使用する再生資源等

浄水(上水)スラッジ、使用済みろ過砂

#### ●主な用途

グランド用土質改良材



#### 宮川森林組合

大台町江馬316 TEL:0598-76-0135 FAX:0598-77-2608

### 間伐材工事看板(みやがわ)

●認定番号

環境-5

●品目名

丁事用看板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 森林組合おわせ

紀北町海山区船津2655番地 TEL:0597-35-0877 FAX:0597-35-0890

### 間伐材工事看板(おわせ)

●認定番号

環境-6

●品目名

丁事用看板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等

#### 森林組合おわせ

紀北町海山区船津2655番地 TEL:0597-35-0877 FAX:0597-35-0890

### オワセガード

●認定番号

環境-19

●品目名

間伐材製工事用バリケード

●使用する再生資源等

間伐材(桧)

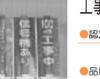
●主な用途

工事現場等



#### 松阪飯南森林組合

松阪市伊勢寺町2750 TEL:0598-58-0265 FAX:0598-58-0204 http://www.mi-sinrin.or.jp



### 工事表示板、工事立て看板

●認定番号

環境-7

●品目名

間伐材利用の工事用看板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 松阪飯南森林組合

松阪市伊勢寺町2750 TEL:0598-58-0265 FAX:0598-58-0204 http://www.mi-sinrin.or.jp

### 工事用バリケード・タイプ1 工事用バリケード・タイプ2

●認定番号

環境-8

●品目名

間伐材利用のバリケード

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 松阪飯南森林組合

松阪市伊勢寺町2750 TEL:0598-58-0265 FAX:0598-58-0204 http://www.mi-sinrin.or.jp



# ウッドブロック

●認定番号

環境-9

●品目名

間伐材の木製ブロック

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

林道、造成林、治山、公園等 の土留め工



#### 合資会社カンバ

尾鷲市中川3番15号 TEL:0597-23-1723 FAX:0597-22-8391

### 間伐材使用組立式工事用看 板、工事用標示板(かんばくん)

●認定番号

環境-10

●品目名

間伐材使用工事用看板、工事用標示板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 中勢森林組合

津市白山町南家城915-1 TEL:059-262-3020 FAX:059-262-5356 http://www.chusei.net

### 間伐材工事看板 (ちゅうせい) ●認定番号

環境-11

●品目名

工事用看板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 鬼の国物流協同組合

熊野市飛鳥町大又109-1 TEL:0597-84-1392 FAX:0597-84-0992 http://www.kinokuni.or.ip

### 鬼の国工事用ボード

●認定番号

環境-12

●品目名

間伐材丁事看板

●使用する再生資源等

間伐材

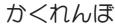
●主な用途

工事現場等



#### 坂浦木材

伊賀市阿保2067-5 TEL:0595-52-4046 FAX:0595-52-1608 http://www.sakaura.aoyamaec.jp



●認定番号

環境-14

●品目名

T事用ガードフェンス

●使用する再生資源等

間伐材、建築端材

●主な用途

屋外での工事用のガードフェンス



株式会社计本ウッドワーク

名張市結馬16番地 TEL:0595-63-3121 FAX:0595-64-1323 http://www.tsujimoto-timber.co.jp/

### 伊賀こうじくん

●認定番号

環境-16

●品目名

間伐材製丁事看板

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



#### 株式会社计本ウッドワーク

名張市結馬16番地 TEL:0595-63-3121 FAX:0595-64-1323 http://www.tsujimoto-timber.co.jp/



環境-17

●品目名

間伐材製バリケード

●使用する再生資源等

間伐材

●主な用途

工事現場等



伊賀森林組合

伊賀市ゆめが丘7丁目7番地の1 TEL:0595-24-4884 FAX:0595-24-5590

### 間伐材使用工事表示板

●認定番号

環境-18

●品目名

工事用看板

●主な用途

工事現場等







日本コンクリート株式会社

名古屋市守山区瀬古三丁目1725番地 (生産はいなべ市) TEL:0594-77-1881 FAX:0594-77-1856

http://www.nippon-c.co.jp

### 三重SNCボックスカルバート

●認定番号

建-34

ボックスカルバート

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路下に水路や道路の空間 を得るための暗渠



日本コンクリート株式会社

名古屋市守山区瀬古三丁目1725番地 (生産はいなべ市)

TEL:0594-77-1881 FAX:0594-77-1856 http://www.nippon-c.co.jp ●認定番号

三重SNC日コン式開きょ

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

建-65

●主な用途

用水路、排水路等



日本コンクリート株式会社

名古屋市守山区瀬古三丁目1725番地 (生産はいなべ市)

TEL:0594-77-1881 FAX:0594-77-1856 http://www.nippon-c.co.jp 三重SNC プレキャスト基礎ID、三重SNC プ レキャスト保護T(A型・B型)、三重SNC大型 覆土ブロック、三重SNC クレーバベース(333 SB型・333SC型)、三重SNC Tコボックス

●認定番号

建-99

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

法面等の保護ブロック、土留め擁壁等



日本コンクリート株式会社

名古屋市守山区瀬古三丁目1725番地 (生産はいなべ市)

TEL:0594-77-1881 FAX:0594-77-1856 http://www.nippon-c.co.jp

### 残存型枠 プロテロック ピ アスワンダー(=重SNC)

●認定番号

建-123

●品目名

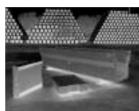
プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

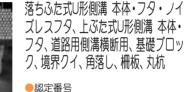
●主な用途

コンクリート擁壁、砂防堰 堤等に使用する残存型枠



株式会社堀コンクリート

四日市市北小松町89番地 TEL:059-321-2235 FAX:059-321-3549



建-36

●品目名

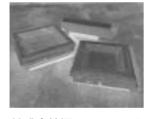
プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



株式会社堀コンクリート

四日市市北小松町89番地 TEL:059-321-2235 FAX:059-321-3549

### 歩車道境界ブロック、地先境 界ブロック、張りブロック

●認定番号

建-37

●品日名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック、法面等の保 護ブロック



柘植コンクリート工業株式会社

津市一身田中野230番地 (生産は松阪市) TEL:059-232-2555 FAX:059-232-1532



### 落ちふた式U型側溝、上 ぶた式U型側溝、L形側溝

●認定番号

建-38

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



柘植コンクリート工業株式会社

津市一身田中野230番地 (生産は松阪市) TEL:059-232-2555 FAX:059-232-1532

### 境界ブロック

●認定番号

建-39

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック



柘植コンクリート工業株式会社

津市一身田中野230番地 TEL:059-232-2555 FAX:059-232-1532

### 自由勾配側溝 (VS側溝·街路側溝)

●認定番号

建-40

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



柘植コンクリートT業株式会社

津市一身田中野230番地 (生産は松阪市) TEL:059-232-2555 FAX:059-232-1532

落ちふた式U形側溝蓋、落ちふた式U形側溝 ノイズカット蓋、上ぶた式U形側溝蓋、道路 側溝横断用、-7-6形暗渠側溝、L形側溝

●認定番号

建-105

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



柘植コンクリート工業株式会社

津市一身田中野230番地 (生産は松阪市) TEL:059-232-2555 FAX:059-232-1532

### 境界ブロック、キソバン

●認定番号

建-106

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック等



センシン株式会社

名張市黒田下川原1472番地 TEL:0595-64-7000 FAX:0595-64-7001 http://www.e-net.or.jp/user/sensing

### 溶融スラグスプリットン

●認定番号

建-41

●品目名

土木コンクリート積ブロック

●使用する再生資源等

溶融スラグ

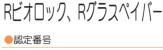
●主な用途

土留め擁壁等



センシン株式会社

名張市黒田下川原1472番地 TEL:0595-64-7000 FAX:0595-64-7001 http://www.e-net.or.jp/user/sensing



建-88

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

法面等の保護ブロック



センシン株式会社

名張市黒田下川原1472番地 TEL:0595-64-7000 FAX:0595-64-7001 http://www.e-net.or.jp/user/sensing

### Rアニーヴンビオスプリットン

●認定番号

建-115

●品日名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



センシン株式会社

名張市黒田下川原1472番地 TEL:0595-64-7000 FAX:0595-64-7001

http://www.e-net.or.jp/user/sensing



### ●認定番号

建-116

●品日名

プレキャスト無筋コンクリート製品

R穴ロック、Rナチ ¬□ック、RS-42

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 TEL:0598-59-0331 FAX:0598-59-1136 http://www.matsusaka-kosan.co.jp/

### 道路用境界ブロック、Eブロック

●認定番号

建-44

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 TEL:0598-59-0331 FAX:0598-59-1136

http://www.matsusaka-kosan.co.jp/

上ぶた式U形側溝、道路用鉄筋コンクリート L形側溝、落ちふた式U形側溝、県型側溝構 断用、L型擁壁(CP・WALL)、オメガ側溝

●認定番号

建-45

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等、土留め擁壁等



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 TEL:0598-59-0331 FAX:0598-59-1136 http://www.matsusaka-kosan.co.ip/

### 白中勾配側溝蓋

●認定番号

建-57

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝蓋



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 (生産は明和町) TEL:0596-55-4351 FAX:0596-55-4353 http://www.matsusaka-kosan.co.jp/ 白中勾配側溝(VS側溝・オメ ガVS側溝)

●認定番号

建-46

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 (生産は明和町) TEL:0596-55-4351 FAX:0596-55-4353 http://www.matsusaka-kosan.co.jp/ 自由勾配側溝(VS側溝)、自由勾配 側溝蓋(VS側溝蓋・オメガVS側溝蓋)

●認定番号

建-58

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝、蓋



#### 松阪興産株式会社

松阪市鎌田町253-5 (生産は明和町) TEL:0596-55-4351 FAX:0596-55-4353

http://www.matsusaka-kosan.co.jp/



#### ビブロック(環境保全型大型積みブロック) ビブロック(景観型 大型積みブロック)

●認定番号

建-103

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎1番地

TEL:059-397-3964

FAX:059-398-0001

http://www.heiwa-con.co.jp

### L形擁壁、大型水路、PCボックスカルバ ート、HTCボックスカルバート、基礎板

●認定番号

建-62

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁、道路下に水路や道 路の空間を得るための暗渠等



#### 平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎1番地 TEL:059-397-3964 FAX:059-398-0001 http://www.heiwa-con.co.jp



### オリジナルロック(積みブロック)

●認定番号

建-102

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



#### 平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎1番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711 FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.ip

### 道路用境界ブロック

●認定番号

建-52

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック



道路用鉄筋コンクリートL形側溝、道 路用上ぶた式U形側溝本体・蓋、落ち ふた式U形側溝本体・蓋、ベンチフリ ューム(1種、2種)、ハンドホール

●認定番号

建-53

平和コンクリート工業株式会社 ●品目名

四日市市楠町吉崎1番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711

FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.ip

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 平和コンクリートT業株式会社

四日市市楠町吉崎1番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711 FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.jp

### オリジナルロック、草木ブロック

●認定番号

建-66

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎1番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711 FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.ip L形側溝2種・PL3型L型側溝、JIS型側 満横断用、H.D.S暗渠、キャッチドレン、上 ぶた式U形側溝本体・ふた、U形用横断暗渠

●認定番号

建-67

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎 1 番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711 FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.jp ソリューション側溝 (本体・蓋)、マルチス リット側溝(本体・蓋)、エコ側溝(本体・ 蓋)、SR側溝 (本体・蓋)、リメイク蓋

●認定番号

建-100

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 平和コンクリート工業株式会社

四日市市楠町吉崎 1番地 (生産は亀山市) TEL:0595-85-0711 FAX:0595-85-1168 http://www.heiwa-con.co.jp



建-101

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

法面等の保護ブロック、車止め



#### 株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 (生産は度会町) TEL:0596-62-1110 FAX:0596-62-0955 http://www.neo-geo.co.jp

### 落ちふた式U形側溝・ L型擁壁(ミルウォール)

●認定番号

建-55

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝



#### 株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 (生産は度会町) TEL:0596-62-1110 FAX:0596-62-0955 http://www.neo-geo.co.jp



### ●認定番号

建-86

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路下に水路や道路の空間を 得るための暗渠、排水路



#### 株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 TEL:0596-22-1286 FAX:0596-22-5072 http://www.neo-geo.co.jp

落ちふた式U形側溝(リボ ーン側溝)・自由勾配側溝 (R V S 側溝 · V S 側溝)

●認定番号

建-56

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝



株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 TEL:0596-22-1286 FAX:0596-22-5072 http://www.neo-geo.co.jp

### 上ぶた式U形側溝本 体・ふた、L形側溝

●認定番号

建-69

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 TEL:0596-22-1286 FAX:0596-22-5072 http://www.neo-geo.co.ip

### 境界ブロック

●認定番号

建-70

●品目名

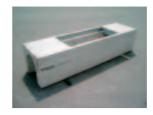
プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック



#### 株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 TEL:0596-22-1286 FAX:0596-22-5072 http://www.neo-geo.co.jp

道路用鉄筋コンクリート 側溝横断用、VS側溝 (横断用、横断暗渠用、 標準暗渠用)、エプロン

●認定番号

建-111

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝、道路等の境界ブロック等



### 株式会社ネオジオ

伊勢市小俣町元町1603-1 TEL:0596-22-1286 FAX:0596-22-5072 http://www.neo-geo.co.jp

### セフティブロック、 植樹ブロック

●認定番号

建-112

●品目名

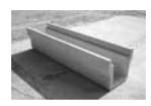
プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

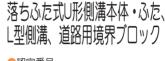
●主な用途

境界ブロック、植樹ブロック等



#### 株式会社アイテクノス

いなべ市員弁町東一色2140-1 TEL:0594-74-2181 FAX:0594-74-3857 http://www.aitechnos.com



●認定番号

建-59

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

●主な用途

道路用側溝等、道路等の境界ブロック



#### 株式会社アイテクノス

いなべ市員弁町東一色2140-1 TEL:0594-74-2181 FAX:0594-74-3857 http://www.aitechnos.com

### 張ブロック、積ブロック、道路用境界 ブロック、護床ブロック、法枠ブロック

●認定番号

建-60

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

陶磁器<ず

●主な用途

土留め擁壁等、法面等の保護ブロック、 道路等の境界ブロック、根固めブロック



#### 丸栄コンクリート工業株式会社

岐阜県羽島市福寿町間島1518 (生産は松阪市) TEL:0598-58-1311 FAX:0598-58-1054 http://www.maruei-con.co.jp

# ボックスカルバート、L

# 形擁壁、三面水路及び蓋

●認定番号

建-61

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路下に水路や道路の空間を得るための 暗渠、土留め擁壁、用水路、排水路等



### 丸栄コンクリート工業株式会社 ●品目名

岐阜県羽島市福寿町間島1518 (生産は松阪市) TEL:0598-58-1311

FAX:0598-58-1054 http://www.maruei-con.co.jp

### L形水路、ベンチフリュー ムⅡ型 (ソケット付き)、 ベンチフリューム箱型暗渠

●認定番号

建-84

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

用水路、排水路



#### 丸栄コンクリート工業株式会社

岐阜県羽島市福寿町間島1518 (生産は松阪市)

TEL:0598-58-1311 FAX:0598-58-1054 http://www.maruei-con.co.jp

### EPウェーブコン、N-ブロ ック、プロテックウォール

●認定番号

建-85

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



丸高コンクリート工業株式会社

福井県越前市矢船町1号6番地

TEL:059-279-3355

FAX:059-279-2195

http://www.marucon.co.jp

(生産は津市)

### 大型ブロック (スラグ\MDブロック)

●認定番号

建-63

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁



丸高コンクリート工業株式会社

福井県越前市矢船町1号6番地

TEL:059-279-3355

FAX:059-279-2195

http://www.marucon.co.jp

(生産は津市)

スラグ入り大型ブロック(環 境 M D ブロック・E ウォー ル・M D ポーラスブロック)

●認定番号

建-94

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

落ちふた式U型側溝、PU3暗渠 側溝、ロングPL、歩車道ベース

付暗渠側溝、可変側溝、桝、擁壁、

リバーシブルブロック、PCベー

ス、上ぶた式U型側溝、ガードレ

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等

丸高コンクリート工業株式会社

福井県越前市矢船町1号6番地

TEL:059-279-3355

FAX:059-279-2195

http://www.marucon.co.jp

(生産は津市)

マイ独楽、ダムウォール、水平ブロック、エコロストンCタイプ、大型 張りブロック、アデムウォール

●認定番号

建-117

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

構造物の基礎ブロック、砂防ダム等の残存 型枠、土留め擁壁、法面の保護ブロック等



揖斐川コンクリートT業株式会社

岐阜県大垣市津村町2-65

TEL:0594-77-0478

FAX:0594-77-0956

http://www.ibicon.co.jp/

(生産はいなべ市)

ール自在R連続基礎ブロック ●認定番号

●品目名プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

建-71

●主な用途

道路用側溝等、土留め擁壁等



揖斐川コンクリート工業株式会社

岐阜県大垣市津村町2-65

TEL:0594-77-0478

FAX:0594-77-0956

http://www.ibicon.co.jp/

(生産はいなべ市)

# 境界ブロック、ノンスリップ歩車道乗入ブロック

●認定番号

建-72

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック



RSU形側溝・RS上ぶた式U形側溝、RS落ちふた式U形側溝・ふた、RSL形側溝、RSディーロード、RS可変側溝、RS横断可変側溝、RS深型道路側溝、RS県型横断側溝、RS道路用横断暗渠、RS円型側溝、RSPUB・RSPUS・RSPUF、RSL型街渠、RSCD側溝、RS卵形側溝

●認定番号

建-80

#### 松岡コンクリート工業株式会社

岐阜県安八郡安八町西結1196 (生産はいなべ市)

TEL:0594-82-1130 FAX:0594-82-1131

http://www.cm-con.co.jp

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 松岡コンクリート工業株式会社

岐阜県安八郡安八町西結1196 (生産はいなべ市) TEL:0594-82-1130 FAX:0594-82-1131

http://www.cm-con.co.jp

RS境界ブロック、RSL形側溝、RSイーグルボック ス、RSエコイーグルボックス、RSイーグルデコ、RS エコイーグル、RSウォールデコ、RSハイビーバネル、 RSグリーンデコ、RSリバーマット、RSエコマット

●認定番号

建-81

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等、道路等の境界ブロック、 土留め擁壁等、法面等の保護ブロック



#### 桑名工業株式会社

桑名市大字上之輪新田335番地 TEL:0594-22-0332 FAX:0594-22-1717

http://www.kuwanakogyo.co.jp

落ちふた式U形側溝、上ぶた 式U形側溝、PU側溝、エコ 側溝、横断用、L形側溝、側溝 蓋、桝、角杭、柵板、角落とし

●認定番号

建-82

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 桑名工業株式会社

桑名市大字上之輪新田335番地 TEL:0594-22-0332 FAX:0594-22-1717 http://www.kuwanakogyo.co.jp

コンクリート境界ブロック、車 止めブロック、境界杭、歩道用 平板・並木桝、歩車道集水桝

●認定番号

建-83

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック、車止め、 境界杭、歩道、公園、駐車場等



#### 桑名丁業株式会社

桑名市大字上之輪新田335番地 TEL:0594-22-0332 FAX:0594-22-1717 http://www.kuwanakogyo.co.jp

### ロードシステム

●認定番号

建-119

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路等の境界ブロック等



株式会社フジワラ

TEL:059-371-1122

FAX:059-371-1132

(生産は鈴鹿市)

### 積みブロック、張りブロック、基礎ブ ロック、大型ブロック(アントラー)

●認定番号

建-89

●品日名

プレキャスト無筋コンクリート製品

いなべ市藤原町志札石新田13-3 ●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



#### 大台ナマコン有限会社

大台町上楠276-1 TEL:0598-83-2531 FAX:0598-83-2281



建-90

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



#### 大台ナマコン有限会社

大台町上楠276-1 TEL:0598-83-2531 FAX:0598-83-2281

上ぶた式U形側溝(1種)、片厚U形側溝、 上ぶた式U形側溝蓋(1種・2種)、三重県 型横断側溝(T25)、落ちふた式U形側溝 (1種・3種)、落ちふた式U形側溝蓋(1 種・3種)、L形側溝、ベンチフリューム

●認定番号

建-108

●品目名

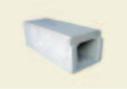
プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝、用水路等



#### 大台ナマコン有限会社

大台町上楠276-1 TEL:0598-83-2531 FAX:0598-83-2281



#### ●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

建-122

●主な用途

用水路等の暗渠



#### 大台ナマコン有限会社

大台町上楠276-1 TEL:0598-83-2531 FAX:0598-83-2281

大形積みブロック、歩車道境界ブロッ ク、地先境界ブロック、張りブロック、 三重県型境界杭、基礎ブロック

●認定番号

建-109

●品目名

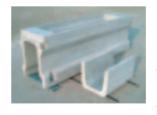
プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁、道路等の境界ブロック、 法面の保護ブロック、境界杭等



#### 協和コンクリート工業株式会社

松阪市櫛田町1135番地 TEL:0598-28-3111 FAX:0598-28-3114 http://www.znet.ne.jp/msd/kyowa/

### 上ぶた式U形側溝、落ちふた式U形 側溝、自由勾配側溝(ベース可変側溝)

●認定番号

建-92

●品日名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 協和コンクリート工業株式会社

松阪市櫛田町1135番地 TEL:0598-28-3111 FAX:0598-28-3114

http://www.znet.ne.jp/msd/kyowa/

### バイオストン (環境保全型ブロック)

●認定番号

建-93

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等



#### 共和コンクリートT業株式会社

札幌市北区北8条西3丁目28番地 (生産は四日市市) TEL:059-328-1523 FAX:059-328-1713 http://www.kyowa-concrete.co.jp

十留擁壁、根因ブロック

●認定番号

建-95

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

法面保護ブロック、法枠ブロック、

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

法面等の保護ブロック、土留 め擁壁等、根固めブロック



合資会計池トコンクリートブロックT業所

御浜町大字下市木 TEL:05979-2-1041 FAX:05979-2-3067

### 積みブロック

●認定番号

建-110

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

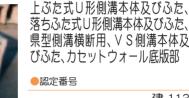
●主な用途

土留め擁壁等



#### 東海商事ブロック工業株式会社

岐阜県大垣市藤江町2-118 (生産は玉城町) TEL:0596-58-2300 FAX:0596-58-2330



県型側溝横断用、VS側溝本体及 びふた、カセットウォール底版部

●認定番号

建-113

●品目名

プレキャスト鉄筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

道路用側溝等



#### 東海商事ブロック工業株式会社

岐阜県大垣市藤江町2-118 (生産は玉城町) TEL:0596-58-2300 FAX:0596-58-2330

### 積みブロック、つづみ、ア ントラー、カーストップ

●認定番号

建-114

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁、車止め等



#### 勢和建設株式会社

津市美杉町八知2992-1 TEL:059-272-1177 FAX:059--272-1178



建-120

●品目名

プレキャスト無筋コンクリート製品

●使用する再生資源等

溶融スラグ

●主な用途

土留め擁壁等





#### 東洋工業株式会社

香川県高松市観光通り1丁目2-14 (生産は津市) TEL:059-245-8800 FAX:059-245-8802

http://www.toyo-kogyo.co.jp/

### KYブリック

●認定番号

建-78

●品目名

舗装用平板

●使用する再生資源等

高炉スラグ、溶融スラグ、下水汚泥焼却灰

●主な用途

歩道、公園、駐車場、住宅のアプローチ等



#### 東洋工業株式会社

香川県高松市観光通り1丁目2-14 (生産は津市) TEL:059-245-8800 FAX:059-245-8802 http://www.toyo-kogyo.co.jp/

### KYブリック

●認定番号

建-79

●品目名

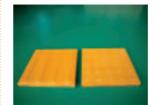
インターロッキングブロック

●使用する再生資源等

高炉スラグ、溶融スラグ、下水汚泥焼却灰

●主な田途

歩道、公園、駐車場、住宅のアプローチ等



#### 中部産業株式会社

津市幸町8-8 TEL:059-267-0808 FAX:059-267-0807

### ミエリード

●認定番号

建-121

●品目名

視覚障害者誘導用ブロック

●使用する再生資源等

廃FRP材

●主な用途

歩道等の点字ブロック



### 株式会社ホクキャスト

桑名市東汰上1022-2 TEL:0594-21-1231 FAX:0594-21-1228 http://www.hokucast.co.jp/

### 再生プラスチック嵩上げ材使 用ダクタイルグレーチング

●認定番号

建-5

●品目名

リサイクルグレーチング

●使用する再生資源等

再生プラスチック端材、ダクタイル鋳鉄戻り材

●主な用途

側溝用ふた



#### 三重重工業株式会社

東員町大字山田字北前塚3710 TEL:0594-76-7511 FAX:0594-76-6803



### グラストップグレーチング

●認定番号

建-124

●品目名

グレーチング

●使用する再生資源等

リサイクルガラスカレット

●主な用途

側溝用ふた



#### 株式会社大栄工業

伊賀市西明寺字中川原485番地2 ●主な用途 TEL:0595-21-0988 FAX:0595-21-4378 http://www.dkgr.co.jp

### **RDM-30**

●認定番号

建-54

●品目名

路盤材

●使用する再生資源等

焙焼炉灰、建設廃材

道路等の上層路盤材



#### 余野部建材株式会社

伊賀市平野樋之口277-1 TEL:0595-21-1186 FAX:0595-23-2986 http://www12.ocn.ne.jp/~yonobeco/

# YRM-30

●認定番号

建-98

●品目名

路盤材

●使用する再生資源等

砕石微粉末(脱水ケーキ、砕石ダスト)

●主な用途

道路等の上層路盤材



#### 株式会社サイセイ

伊賀市大字柘植町5038 TEL:0595-45-6514 FAX:0595-45-6468

### サイセイM-30

●認定番号

建-107

●品目名

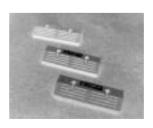
路盤材

●使用する再生資源等

廃石膏、タイルくず、煉瓦くず、コンクリート廃材

●主な用途

道路等の上層路盤材



#### 三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961

# ジュリプラス(車止め)

●認定番号

建-9

再生プラスチックの車止め

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

重止め

# ●上下水道周初 (管材基礎材)



株式会社リーテック

菰野町大字宿野915 TEL:059-393-3558 FAX:059-393-2321 http://www.reetec.co.ip

### リーサ

●認定番号

建-13

●品目名

埋戻及びサンドクッション材

●使用する再生資源等

汚泥(建設汚泥、浄水スラッジなど)

●主な用途

埋戻し材、サンドクッション材等



株式会社KM・プロテクト

津市一志町片野541-3 TEL:059-295-0033 FAX:059-295-0033

### 埋戻し砂

●認定番号

建-22

●品目名

埋戻し材

●使用する再生資源等

がれき類(コンクリート殻、アスファルト殻)

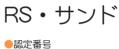
●主な用途

埋戻し材



諸岡建設株式会社

菰野町大字田光457番地の2 TEL:059-396-0059 FAX:059-396-2614



建-42

●品目名

埋戻し材及びサンドクッション材

●使用する再生資源等

溶融スラグ、建設廃材

●主な用途

埋戻し材、サンドクッション材



株式会社大栄工業 伊賀市西明寺字中川原485番地2 ●主な用途

TEL:0595-21-0988 FAX:0595-21-4378 http://www.dkgr.co.jp

**RDS 5-0** 

●認定番号

建-49

●品目名

サンドクッション材

●使用する再生資源等

焙焼炉灰

上下水道用緩衝材



余野部建材株式会社

伊賀市平野樋之口277-1 TEL:0595-21-1186 FAX:0595-23-2986 http://www12.ocn.ne.jp/~yonobeco/



●認定番号

建-76

●品目名

サンドクッション材

●使用する再生資源等

砕石微粉末(脱水ケーキ、砕石ダスト)

●主な用途

サンドクッション材、埋戻し材



石鈴産業株式会社

鈴鹿市小岐須町5473 TEL:059-371-1912 FAX:059-371-1710

**RSS 10** 

●認定番号

建-104

●品目名

埋戻し材及びサンドクッション材

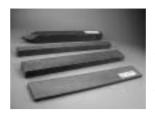
●使用する再生資源等

無機中性汚泥(脱水ケーキ)

●主な用途

埋戻し材、サンドクッション材

# ●造園・緑化用材



三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961

### ジュリプラス擬木

●認定番号

建-7

●品目名

再生プラスチックの擬木

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等で使う修景柵

三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961

### ジュリプラス (ゴミ箱)

●認定番号

建-8

●品目名

再生プラスチックのゴミ箱

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等の屋外等で使うゴミ箱



三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961



建-19

●品目名

再生プラスチック製のフラワープランター

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等のプランター



三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961

### ジュリプラス(テーブル)

●認定番号

建-27

●品目名

再生プラスチック製のテーブル

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等への設置



三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961



再生プラスチック製のベンチ

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等への設置

建-28



三重中央開発株式会社

伊賀市予野字鉢屋4713番地 TEL:0595-20-1195 FAX:0595-20-2961

### ジュリプラス(花壇ベンチ)

●認定番号

建-29

●品目名

再生プラスチック製の花壇ベンチ

●使用する再生資源等

再生プラスチック

●主な用途

公園等への設置



株式会社大栄工業

伊賀市西明寺字中川原485番地2 ●主な用途 TEL:0595-21-0988 FAX:0595-21-4378 http://www.dkgr.co.jp

### 完熟たい肥 忍の里

●認定番号

農商-15

●品目名

たい肥

●使用する再生資源等

伐採木・草、動植物性残さ

水稲、野菜等の栽培



有限会社三功

津市久居明神町1304-37 TEL:059-255-5177 FAX:059-256-7550

### 有機みえ

●認定番号

農商-14

●品目名

肥料・土壌改良資材

●使用する再生資源等

生ごみ、オガ粉

●主な用途

野菜栽培等



自然応用科学株式会社

名古屋市中区錦1-13-26 (生産はいなべ市) TEL:052-212-2800 FAX:052-212-2888 http://www.shizen-ok.co.jp



Tコ・グリーン堆肥

●認定番号

農商-18

●品目名

肥料、土壌改良材

●使用する再生資源等

木材樹皮(バーク)、畜産ふん尿(牛ふん)

●主な用途

植栽用



株式会社アースグリーン

紀北町海山区船津2619 TEL:0597-35-0180 FAX:0597-35-0182

### アースソイル

●認定番号

建-26

●品目名

緑化基盤材

●使用する再生資源等

杉、桧の樹皮

●主な用途

法面用緑化基盤材



株式会社山本コーポレーション

志摩市浜島町浜島2941番地の1 TEL:0599-53-0528 FAX:0599-53-2355



三重ステビアマットⅠ型、Ⅱ型

●認定番号

建-64

●品目名

植生マット

●使用する再生資源等

牛糞、間伐材、伐採木

●主な用途

法面用緑化材



株式会社大栄工業

伊賀市西明寺字中川原485番地2 TEL:0595-21-0988 FAX:0595-21-4378 http://www.dkgr.co.jp

### 緑化基盤材 忍の里

●認定番号

建-91

●品目名

緑化基盤材

●使用する再生資源等

伐採木、動植物性残さ

●主な用途

法面用緑化基盤材



自然応用科学株式会社

名古屋市中区錦1-13-26 (生産はいなべ市) TEL:052-212-1441 FAX:052-202-0499 http://www.shizen-ok.co.jp

# エコ・グリーンソイル

●認定番号

建-118

●品目名

緑化基盤材

●使用する再生資源等

木材樹皮(バーク)、畜産ふん尿(牛ふん)

●主な用途

法面用緑化基盤材

# ●建築資材



三重県認定リサイクル製品



### チヨダウーテ株式会社

四日市市住吉町 15番2号 TEL:059-363-5555 FAX:059-363-5553 http://www.chiyoda-ute.co.jp

### チヨダせっこうボード

●認定番号

建-30

●品目名

石膏ボード

●使用する再生資源等

廃石膏

●主な用途

壁および天井の下地材



尾鷲ヒノキ内装材加工協同組合

尾鷲市大字南浦新田奥大台櫃1831番地 ●主な用途 TEL:0597-22-7001 FAX:0597-22-7004

### フィンガーくん ●認定番号

環境-15

●品目名

ひのきの床板・壁板

●使用する再生資源等

間伐材等未利用材

床板、壁板

# 三重県認定リサイクル製品の使用・購入状況について

#### 認定リサイクル製品の使用・購入状況

平成18年度における県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、製品数85品目、購入金額 1,244,397,915円でした。

(三重県リサイクル製品利用推進条例第15条第2項に基づく報告)

#### 三重県の使用・購入実績

(単位:千円) 建設資材 農業資材 物品等 土砂類 その他 合 計 その他 (改良土、サンドク (グレーチング、コンク) 肥料等 ッション材など) リート2次製品など) (13製品) (56製品) (16製品) (85製品) 18年度 実績なし 86,152 1,145,199 13,047 1,244,398 (11製品) (56製品) (1製品) (11製品) (79製品) 17年度 95,066 1,520,361 167 16,980 1,632,574 (65製品) (4製品) (10製品) (38製品) (13製品) 16年度 64.524 8.553 429.715 5.691 508.483

#### (参考) リサイクル製品認定状況(各年度末の認定数)

	建設	資材	農業資材	物品等	合 計	
	土 砂 類 (改良土、サンドク ッション材など)	その他 (グレーチング、コンク リート2次製品など)	肥料等	その他		
18年度	16	76	2	29	123	
17年度	18	72	15	24	129	
16年度	20	67	16	22	125	

(単位:件数)

# 認定製品の安全の確認について

三重県環境森林部ごみゼロ推進室では認定製品の安全性等について、以下のような方法・手順で確認等を行い、安全・安心な認定製品の普及に努めています。

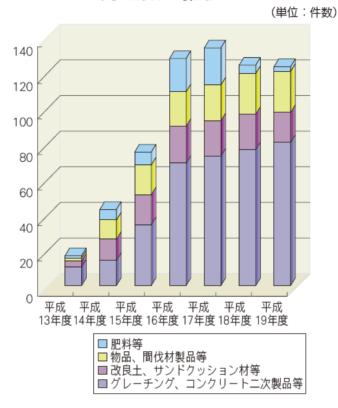
#### 1 新規認定審査過程

- ①製品の品質・安全性を確認するために、申請者が提出する計量証明書等(申請日から90日以内のもの)外部機関で実施した試験結果については、原本提出または原本確認を実施しています。申請者が行う安全性に係る土壌環境基準の溶出試験は重金属6項目について実施し、製品の内容によっては試験項目を増やしたり、必要に応じてその他の試験を実施します。
- ②生産工程の状況や環境法令の遵守状況及び条例で生産者に作成が義務づけられている、製品の 品質及び安全性の管理方法を定めた「品質等管理計画」の内容が適正に履行される状態である かどうかを、製品製造工場の立入調査にて確認します。
- ③リサイクル製品認定検討会「環境部会」において、環境関係全般を含めて製品の安全性に係る 審査を行います。
- ④学識経験者で構成される「三重県リサイクル認定委員会」において、必要な意見を聴取します。

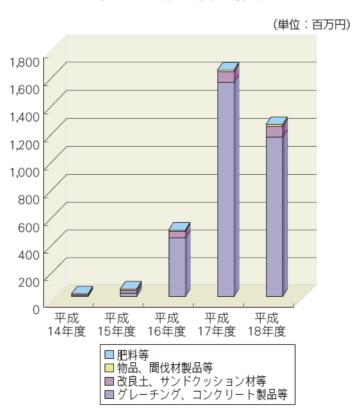
#### 2 リサイクル認定後

- ①生産者が年1回提出を義務づけられている、製品の品質・安全性等に関する管理状況を報告する、「リサイクル認定基準適合状況報告書」に「品質等管理計画」で実施を定めた試験の結果である計量証明書等の原本又はごみゼロ推進室が原本確認した写しを添付していただきます。 土砂類、緑化基盤材、コンクリート二次製品など土と接し、混ぜて使用する製品の安全性の確認については、土壌環境基準による溶出試験を、生産者が重金属6項目について3ヶ月に1回実施します。製品の状況によっては試験項目を増やしたり、必要に応じてその他の試験を実施します。
- ②品質等管理計画の内容に沿って適正な製品管理が行われていることを確認するために、三重県 が製品製造工場への立入調査を行い、必要な製品については製品サンプルを採取して分析・検 証を行います。

### 認定数の推移



### 三重県の使用実績の推移



# 三重県リサイクル製品利用推進条例は

(平成13年3月27日三重県条例第46号) [沿革]平成17年3月28日三重県条例第38号改正 平成18年3月28日三重県条例第43号改正

(目的)

#### 第1条

この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

#### (県の責務)

#### 第3条

県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

#### (認定及び認定基準)

#### 第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

- 県内の工場又は事業場(第3号及び第16条第1項において「工場等」という。)において生産等をされる製品であること。
- こ その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
- 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
- 四 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。
- 2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者(第8条第7項において「生産予定者」という。)の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して6月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。
- 3 知事は、第1項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する 条件その他必要と認める条件を付することができる。

#### (認定生産者の義務)

#### 第11条

認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画(第3項及び第13条において「品質等管理計画」という。)を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。

- 2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第8条第2項の 有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、 又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事 に報告するものとする。
- 3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

#### (是正又は改善の勧告)

#### 第13条

知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと 認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。

#### (県の調達義務等)

#### 第15条

県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。

- 2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。
- 3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、 品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。

#### お問い合わせ先

### 三重県環境森林部ごみゼロ推進室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136
ホームページ「三重の環境と森林」http://www.eco.pref.mie.jp/

平成20年3月末日現在